

# 児童手当現況届の

# 提出を忘れずに

児童手当を受給しているすべての方は、毎年現況届を提出しなくてはなりません。現況届は、毎年6月1日の状況により、児童手当を引き続き受けられるかどうかを確認するためのものです。提出されないとい、6月分以降の手当が支給できなくなりますのでご注意ください。

## ◆提出書類（受給者が対象）

- ① 現況届
  - ② 印鑑（朱肉を使うもの）
  - ③ 受給者の健康保険証の写し（茂原市の国民健康保険に加入している方は不要）
  - ④ マイナンバー関係の書類（必要な方のみ。詳しくは6月上旬に通知します）
- ※養育する児童と別居している場合には、このほかに必要な書類があります。

## ◆所得制限について

受給者の前年の所得が、表の所得制限限度額を超えた場合は、6月分以降の児童一人当たりの月額が、年齢・人数にかかわらず一律5千円となります。

※老人扶養親族がある場合には、1人につき所得制限額は、6月分以降の児童一人当たりの月額に6万円を加算します。

※所得額から各種控除と基礎控除（8万円）を引いた額により審査します。

※婚姻歴のないひとり親家庭の方で「寡婦（夫）控除のみなし適用」を希望される方は子育て支援課までお問い合わせください。



扶養親族の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

提出・お問い合わせは、

子育て支援課（2階）

☎(20)1573、FAX(20)1610

本納支所

☎(34)2111、FAX(34)4113へ。

## 子ども医療費助成受給券が更新されます

市では、0歳から中学3年生までのお子さんを対象に「子ども医療費助成受給券」を発行しています。

8月から使用できる受給券は、受給資格等を決定した後、7月末に発送します。住民税が未申告である場合は受給資格等を確認できないため、受給券を送付することができません。必ず住民税の申告をしてください。

なお、更新手続きに際し、令和元年度の所得と市民税額を証する書面の提出が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせは、子育て支援課（2階）  
☎(20)1573、FAX(20)1610へ。

子ども医療費助成受給券								
公費負担番号	1	2	3	4	5	6	7	8
受給者番号	1	2	3	4	5	6	7	
子ども	住所	茂原市道表1番地						
	氏名	茂原太郎						
	生年月日	令和元年 7月 1日						
有効期間	令和元年 8月 1日 から 令和〇年 〇月 〇日まで							
自己負担金	通院	〇〇〇円						
	入院	〇〇〇円						
	保険調剤	〇〇〇円						
千葉県 茂原市長 								

項  
 期間（保険調剤薬局、医療機関やこの制度等は、保険の自己負担支払い、その後に市より助成額をお支払負担額が80,100円は、超えた額を医療費にについては、後日、現物前付される場合、子育て事業に係るこれらの公費医療日本スポーツ振興受給券を使用する。届け出てください。で制度の詳細に新しい保険証を。更新事項を証明する受給券を送付。場合又は市に。20-1610